

苫小牧市内不動産事業者の皆様、賃貸共同住宅の建て替えを御検討中の皆様

令和3年度

苫小牧市賃貸住宅建設補助金 申請募集中！

1 苫小牧市賃貸住宅建設補助金とは

苫小牧市が推進するCAP（まちなか再生総合プロジェクト）では、まちなかの定住人口の増加を目指し、まちなか居住の推進に取り組んでいます。その一環として、良質な住宅の供給及びストックの形成を図り、まちなかにぎわいを創出するため、CAP 対象区域に賃貸住宅を建設する法人に対して、費用の一部を助成しています。（1, 600万円分）

2 申請の条件



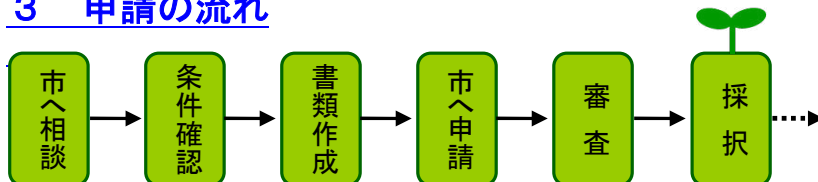
- CAP 対象区域内に新築する賃貸住宅であること
- 建物所有者であり、市内に事務所又は事業所等を有する法人であること（開設3年以上）
- 施工者は原則市内法人であること（開設3年以上）
- 1棟あたり4戸以上であること
- 他の補助金と重複しないこと
- 省エネルギー対策及び高齢者への配慮に関する基準を満たすものであること

今年度から条件を一部緩和しました！

- 住戸の床面積を 42 m^2 以上に変更（旧 58.2 m^2 以上）
- 補助金額は1戸当たり
 42 m^2 以上 58.2 m^2 未満の住戸：50万円
※ 58.2 m^2 以上の住戸は変更ありません（100万円）

※その他変更箇所や申請条件がありますので、詳細につきましてはお問い合わせください。

3 申請の流れ



4 申請受付期間

令和3年5月7日(金)～令和3年10月15日(金)

※ 確認済み証等すべての書類が整っている必要があります。

5 相談・問い合わせ先

苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課

☎ 0144-32-6062





申請する時期について

Q1 着工中の賃貸住宅は対象になりますか？

A1 申請時点において、着工していない賃貸住宅のみが対象となります。(基準第6条第1号)

Q2 確認申請済の賃貸住宅は対象になりますか？

A2 申請の際には、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し及び申請書の写しを添付する必要があります。(要綱第5条第1項)



対象となる者について

Q3 個人による申請は対象になりますか？

A3 苫小牧市内に事務所又は事業所を有する法人が対象であり、個人は対象になりません。(要綱第4条第1号)

Q4 土地所有者が個人の場合は対象になりますか？

A4 土地所有者についての制約はありませんので、個人が所有する土地であっても対象になります。

しかしながら、新築した対象住宅の所有者については、苫小牧市内に事務所又は事業所を有する法人でなければなりません。(要綱第4条第1号)

※苫小牧市賃貸住宅建設補助金に係る交付要綱、認定基準及びその他要件等詳細につきましては、苫小牧市ホームページを御覧ください

http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikeikaku/machinakasaiseisukan/subsidy_build.html

※「苫小牧市賃貸住宅建設補助金」と検索してください。

